

建 住 第 7 8 号
令和 2 年 4 月 3 日

一般社団法人岩手県建築士事務所協会会長 様

岩手県県土整備部建築住宅課総括課長



建築基準法施行細則の一部を改正する規則の施行について

建築基準法施行細則の一部を改正する規則（令和2年岩手県規則第31号）については、令和2年3月31日をもって公布され、附則の定めるところにより、令和2年4月1日から施行されました。

つきましては、この規則の施行が円滑に行われるよう、関係者に対する周知をお願いします。

記

1 改正の趣旨

建築基準法施行細則においては、建築基準法に規定される許可等の申請に関する事項を定めているところであるが、特定建築設備等の定期報告の時期について改め、及び岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正に伴い、許可申請書等の提出先について所要の整備をするもの。

2 改正の内容

- (1) 特定建築設備の省令第6条第1項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目の報告時期の指定（第9条関係）
- (2) 岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正に伴う、許可申請手続に係る所要の整備（第19条関係）
- (3) 岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正に伴う、認定申請手続に係る所要の整備（第23条関係）

3 施行期日

令和2年4月1日から施行するもの。



担当：建築指導担当 高橋 清
電話：019-629-5935
E-mail：kiyoshi_takahashi@pref.iwate.jp

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第31号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和47年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(特定建築設備等の定期報告)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 法第12条第3項の規定による報告の時期は、次の表の左欄に掲げる特定建築設備等の区分に応じ、同表の右欄に定める時期とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">特定建築設備等</th> <th style="text-align: center;">時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>換気設備、排煙設備、非常用の照明装置又は防火設備</td> <td>毎年4月1日以降における検査によりその年の9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>(許可申請書)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 法第85条第3項、第5項又は第6項の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十四号様式による申請書の正本及び副本に第1項の表に掲げる図書を添えて所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>6～9 [略]</p> <p>10 法第87条の3第3項、第5項又は第6項の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十四号様式による申請書の正本及び副本に第1項の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>11・12 [略]</p> <p>13 第1項から第4項まで、第10項若しくは第11項の規定により省令別記第四十三号様式、第四十四号様式若しくは第四十七号様式による申請書を提出し、又は当該申請に係る許可を受けた建築物若しくは工作物の工事を取りやめた場合は、工</p>	特定建築設備等	時 期	[略]		換気設備、排煙設備、非常用の照明装置又は防火設備	毎年4月1日以降における検査によりその年の9月30日まで	<p>(特定建築設備等の定期報告)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 法第12条第3項の規定による報告の時期は、次の表の左欄に掲げる特定建築設備等の区分に応じ、同表の右欄に定める時期とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">特定建築設備等</th> <th style="text-align: center;">時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>換気設備、排煙設備、非常用の照明装置又は防火設備</td> <td>毎年<u>（省令第6条第1項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目については、設置した日又は前回の報告を行った日の属する年の翌年以後3年以内のいずれかの年）</u>4月1日以降における検査によりその年の9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>(許可申請書)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 法第85条第3項、第5項又は第6項の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十四号様式による申請書の正本及び副本に第1項の表に掲げる図書を添えて<u>知事（同条第3項又は第5項の規定による許可にあつては、所管する局長）</u>に提出しなければならない。</p> <p>6～9 [略]</p> <p>10 法第87条の3第3項、第5項又は第6項の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十四号様式による申請書の正本及び副本に第1項の表に掲げる図書を添えて<u>知事（同条第3項又は第5項の規定による許可にあつては、所管する局長）</u>に提出しなければならない。</p> <p>11・12 [略]</p> <p>13 第1項から第4項まで、<u>第5項（法第85条第6項の規定による許可に係る部分に限る。）</u>、<u>第10項（法第87条の3第6項の規定による許可に係る部分に限る。）</u>若しくは第11項の規定により省令別記第四十三号様式、第四十四号様式若しく</p>	特定建築設備等	時 期	[略]		換気設備、排煙設備、非常用の照明装置又は防火設備	毎年 <u>（省令第6条第1項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目については、設置した日又は前回の報告を行った日の属する年の翌年以後3年以内のいずれかの年）</u> 4月1日以降における検査によりその年の9月30日まで
特定建築設備等	時 期												
[略]													
換気設備、排煙設備、非常用の照明装置又は防火設備	毎年4月1日以降における検査によりその年の9月30日まで												
特定建築設備等	時 期												
[略]													
換気設備、排煙設備、非常用の照明装置又は防火設備	毎年 <u>（省令第6条第1項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目については、設置した日又は前回の報告を行った日の属する年の翌年以後3年以内のいずれかの年）</u> 4月1日以降における検査によりその年の9月30日まで												

事等取りやめ届書により知事に届け出なければならない。

- 14 第5項の規定により省令別記第四十四号様式による申請書を提出し、又は当該申請に係る許可を受けた建築物の工事を取りやめた場合は、工事等取りやめ届書により所管する局長に届け出なければならない。

(認定申請書)

第23条 [略]

- 2 法第43条第2項第1号の規定による認定を受けようとする者は、前項に規定する申請書の正本及び副本に第19条第1項の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

3～12 [略]

- 13 法第87条の2第1項又は同条第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による認定を受けようとする者は、省令別記第六十七号の三様式の正本及び副本並びに省令別記第六十七号の四様式に、法第87条の2第1項に係る申請については省令第10条の23、法第87条の2第2項において準用する法第86条の8第3項に係る申請については省令第10条の24に掲げる図書及び書類のほか、法第87条の2第1項各号に掲げる基準に適合することを示す図書を添えて知事に提出しなければならない。

14～17 [略]

は第四十七号様式による申請書を提出し、又は当該申請に係る許可を受けた建築物若しくは工作物の工事を取りやめた場合は、工事等取りやめ届書により知事に届け出なければならない。

- 14 第5項(法第85条第3項又は第5項の規定による許可に係る部分に限る。)若しくは第10項(法第87条の3第3項又は第5項の規定による許可に係る部分に限る。)の規定により省令別記第四十四号様式による申請書を提出し、又は当該申請に係る許可を受けた建築物の工事を取りやめた場合は、工事等取りやめ届書により所管する局長に届け出なければならない。

(認定申請書)

第23条 [略]

- 2 法第43条第2項第1号の規定による認定を受けようとする者は、前項に規定する申請書の正本及び副本に第19条第1項の表に掲げる図書を添えて所管する局長に提出しなければならない。

3～12 [略]

- 13 法第87条の2第1項又は同条第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による認定を受けようとする者は、省令別記第六十七号の三様式の正本及び副本並びに省令別記第六十七号の四様式に、法第87条の2第1項に係る申請については省令第10条の23、法第87条の2第2項において準用する法第86条の8第3項に係る申請については省令第10条の24に掲げる図書及び書類のほか、法第87条の2第1項各号に掲げる基準に適合することを示す図書を添えて所管する局長に提出しなければならない。

14～17 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。